第十六条第十二号中「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第十一号を第十三号とし、同条第十号中「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十一第二項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第九号を第十一号とし、同条第八号中「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項」に、「第八十五条の三」を「第八十五条の二の二」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　信用金庫法第八十五条の三の二第一項に規定する信用金庫電子決済等取扱業者

第十六条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者

第二十四条中「第十六号」を「第十九号」に改める。

第四十二条中第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定

（農林中央金庫法施行令の一部改正）

第十九条　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項第五号中「第二条第十九項」を「第二条第二十三項」に改める。

第五十四条中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同条の表第五十二条の六十一の三第一項第三号の項を次のように改める。

第五十二条の六十一の三第一項第三号	営業所	国内における営業所
	所在地	所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）

第五十六条中第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第二十条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二中「金融機関代理業者」の下に「電子決済等取扱業者等」を加え、「金融機関代理業者を」を「金融機関代理業者及び電子決済等取扱業者等を」に改め、「金融機関代理業者」の下に「及び電子決済等取扱業者等」を加える。

（信託業法施行令の一部改正）

第二十一条　信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十六号を第二十四号とし、第十号から第十五号までを八号ずつ繰り下げ、第九号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）

第四条中第八号を第十五号とし、第三号から第七号までを七号ずつ繰り下げ、第二号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

九　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）

第四条第一号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）

第四条に第一号から第四号までとして次の四号を加える。

一　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）

二　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）

三　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

四　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）

第四条に次の三号を加える。

二十五　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）

二十六　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）

二十七　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）

第十条中「（昭和五十六年法律第五十九号）」を削る。

第十八条の五第三号中「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を削り、同条第四号中「昭和二十三年法律第二百四十二号）」を「平成二十一年法律第五十九号）」に改め、同条第五号中「（昭和二十四年法律第百八十一号）」を削り、同条第十四号中「（平成二十一年法律第五十九号）」を削り、同号を同条第十五号とし、同条第十三号中「（平成十三年法律第九十三号）」を削り、同号を同条第十四号とし、同条中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第八号中「（昭和二十八年法律第二百二十七号）」を削り、同号を同条第九号とし、同条第七号中「（昭和二十七年法律第百八十七号）」を削り、同号を同条第八号とし、同条第六号中「（昭和二十六年法律第二百三十八号）」を削り、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定

（株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部改正）

第二十二条　株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項第一号中「命令」を「求め」に改め、同条第七項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同項第七号中「命令」を「求め」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正）

第二十三条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十九号を第二十四号とし、第十六号から第十八号までを五号ずつ繰り下げ、同条第十五号中「第二条第七項」を「第二条第十五項」に、「次条第一項第一号ヤ及び第三項第八号」を「次条第一項第一号レ及び第三項第二号」とし、同条第十四号中「（平成二十一年法律第五十九号）」を削り、「業務」の下に「及び同法第六十二条の八第一項の規定により行う同法第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務」を加え、同号を同条第十五号とし、同号の次に次の四号を加える。

十六　法第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者　資金決済に関する法律第二条第十項に規定する電子決済手段等取引業（次条第一項第一号ソ及び第三項第二号において単に「電子決済手段等取引業」という。）に係る業務

十七　法第二条第二項第三十一号の三に掲げる特定事業者　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十七項に規定する電子決済等取扱業に係る業務

十八　法第二条第二項第三十一号の四に掲げる特定事業者　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の三第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業に係る業務

十九　法第二条第二項第三十一号の五に掲げる特定事業者　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の四の三第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業に係る業務

第六条第十三号の次に次の一号を加える。

十四　法第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段の発行に係る業務